

税制調査会（第14回総会）議事録

日 時：令和4年9月7日（水）10時00分

場 所：WEB会議（財務省第3特別会議室を含む）

○中里会長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第14回「税制調査会」を開会いたします。

本日の出席者の一覧は、お手元にお配りさせていただいており、オンラインで御出席の方につきましても、現在、全員の皆様との接続が確認できております。

オンラインで御出席の方におかれましては、会議の途中でパソコンの操作などに支障が生じましたら、あらかじめお伝えしております事務局の電話番号に御連絡をいただければと思います。

なお、プレスの方々には、密回避のため、別室にてリアルタイムで会場の模様を御覧いただくこととしております。

加えて、これまでと同様にインターネットでのリアルタイム中継も行っておりますので、お含みおきください。

さて、議事に先立ちまして、一言申し上げます。

8月23日に、租税法学の礎をつくられるなど多大な功績を残され、また、政府税制調査会においても昭和30年代から平成16年にかけて委員・特別委員・専門委員を合計して約43年にわたり務めていただき、税制の議論にも大きく寄与されました金子宏東京大学名誉教授が御逝去されました。

ここに、金子先生の御功績に改めて敬意を表しますとともに、心から御冥福をお祈り申し上げます。

また、私から政府税調会長として先生に黙禱をささげさせていただければと存じます。

（黙 禱）

○中里会長

それでは、議事を進めたいと思います。

本日は、会議前半に経済社会の構造変化に関連したテーマで、2回目になりますが、「デジタル化」について、有識者の方からヒアリングを行いたいと思います。

本日は大変お忙しい中、オンラインにて、西村あさひ法律事務所の太田洋先生に御出席いただいております。どうぞよろしく願いいたします。

また、会議後半は、先般行われました海外調査の報告を行いたいと思います。

それでは、前半の議題、有識者からのヒアリングに入りたいと思います。

改めまして、本日は御多忙のところ、西村あさひ法律事務所から太田洋先生にオンラインにて御出席いただいております。

先生からは、デジタル化による経済社会の変容を、租税の視点も織り交ぜながら御発表いただけると伺っております。

それでは、太田先生、御説明をお願いいたします。

○太田西村あさひ法律事務所弁護士

本日はこのような大変貴重な機会を頂戴し、誠にありがとうございます。

ただいま御紹介にあずかりました弁護士の太田でございます。よろしくお願い申し上げます。

私は、ふだんはM&Aをはじめとする企業法務、税務の分野に携わる法曹実務家であり、本日はそのような立場から「デジタル化による経済社会の変容と課税」と題して20分程度プレゼンさせていただければと思います。

2 ページ目ですが、まず、デジタル経済が従来の経済社会と本質的に異なっていることについて、一橋大学の吉村先生がいろいろなところで引用されているピエル・コリン&ニコラス・コリンの2013年の報告書があり、現在でもこの指摘は妥当しているかと思しますので、それを振り返ってみたいと思います。この報告書の中では、デジタル経済の性格とダイナミクスはこれまでとは大きく異なっているということが指摘されております。特にデジタル企業の特徴として、利用者の規則的・体系的なモニタリングから得られたデータを利用して利益を上げているという点が指摘されております。要は、今までサプライサイドで、メーカーなどであれば供給者側が従業員を働かせて利益を上げていたわけですが、デジタル企業においては、むしろ利用者側をある意味で「働かせる」ことによって、しかも無償で「働かせる」ことによって利益を上げているという特徴が指摘されております。

3 ページ目ですが、このような点に鑑み、なおかつ、デジタル企業の行うビジネスは国境を越える性格がございますので、デジタル企業が無形資産を国境を越えて移転させたり、ビジネスモデルの特徴から、グローバルに低い税率を享受したりしているということが指摘されております。これに対して、課税を行う主権国家が、利益の源泉となっている利用者の活動の規則的・体系的モニタリングを通じて取得したデータに着目した課税を導入すべきであるということが、既に2013年の時点で指摘されております。昨今のBEPS2.0におけるデジタル課税も、こういうものを受けた形で実現してきているものと理解しています。

4 ページ目ですが、デジタル化による経済社会の変容の特徴を私なりに6つほど挙げるといふ点が大きな特徴です。

一点目は「ボーダーレス化」で、無形のサービスをグローバルに提供することができます。世界中のどこからでもインターネット経由で、ほぼコストゼロで提供して収益を稼得することができるというのが大きな特徴で、市場が一国内からグローバルに広がります。

二点目は「物理的な制約からの解放」です。売場面積の制約から解放されることにな

りますので、マーケティングでいうところのロングテール戦略（多数のマイナーないしニッチな製品の売上の積み上げで相当程度の売上げを確保する戦略）が可能になります。

三点目は「データが価値の源泉になる」ことです。これは特に、パーソナルデータについて言われておりますが、膨大なパーソナルデータを集積することで、データそれ自体が価値を生むということです。いろいろな実例が挙げられますが、グーグルの検索履歴を利用した行動ターゲティング広告や、中国のアリペイの信用スコアリングが挙げられます。さらには電力会社のスマートメーターは、どの時間帯に家の電気を使っているかで住んでいる人の所得や嗜好などが推計できると言われています。最近、アマゾンがルンバを製造しているアイロボットを買収しましたが、これは家の中がどういう構造になっているかというデータをビッグデータの形で集積することが狙いと言われており、こういったデータを大量に集積することが価値の源泉につながります。先ほどのコリン&コリンの報告にもありましたが、サービス利用者自身の行動をほぼコストゼロで吸い上げてマネタイズすることが可能になります。

四点目は「利益の源泉地が、生産者・供給者が所在する場所から消費者が所在する場所に移ってきている」ということが言えるかと思えます。

五点目は「製品やサービスそのものの良し悪しよりも、むしろ全体を統合したビジネスモデルが重要になる」という点が挙げられると思えます。かつて、日本のソニーはウォークマンで世界を席巻しましたが、アップルがiTunesとiPodを組み合わせたビジネスモデルをつくり上げることで、音楽配信市場を席巻するに至ったということが一つの実例として挙げられます。

六点目は「人と人とを『繋げる』ことで価値を生み出すプラットフォーマーが急速に台頭している』ことです。コンテンツやサービスを提供したいたくさんの人とそれを享受したい人とを「多」対「多」で結びつけるプラットフォーマーが非常に莫大な利益を上げております。

5 ページ目ですが、以上の点が課税にどのように影響してくるかということで、まずボーダーレス化については、電子的な役務の提供自体はもちろん有体物ではございませんので、物品の国境通過を課税のトリガーとする関税の役割は非常に低下します。それから、世界中どこからでもサービスを提供することができ、多国籍企業によるグローバルな機能・リスクの分散化が進行するによって、所得を捉えることが非常に困難になるという点も挙げられます。

次に、物理的な制約から解放され、インターネットを通じて世界中どこからでもサービスを提供できるため、従来の「PEなければ課税なし」という国際課税の原則が機能不全に陥ります。物理的な拠点がありませんので、課税調査も非常に困難になると思えます。

次に、パーソナルデータが価値の源泉になることについてですが、パーソナルデー

タは特許やノウハウなどと違い、それ自体として何か価値を持つものではなく、パーソナルデータを集積・解析することによって価値が生み出されるものであり、基本的になかなか比較対象取引が見つけれにくいという特徴がございますので、移転価格税制の実効性が低下いたします。

さらに、利益の源泉地が供給者の所在地から消費者の所在地に移転することに伴い、価値創造が市場国のインフラや消費者の行動をも利用してなされるにもかかわらず、従来の国際課税の基礎である居住地課税のみでは、価値の創造の一部において、消費者の行動などが貢献しているにもかかわらず、これを十分に課税として捕捉できないという問題が生じていることとなります。

以上をまとめますと、所得の発生・稼得に貢献する要素がボーダーレス化に伴って世界中に分散します。インターネットでつながっていれば、最適な場所で自由に組み合わせ、課税などの面で問題があれば簡単に国境を越えてその機能を動かすことができることとなりますので、所得の発生・稼得というものをタクサブルイベントとして所得課税を行う方法では、課税ベースが大きく侵食されることにならざるを得ないという問題があるように思っております。

そうした点を捉まえると、今後、主権国家が国民に各種サービスを提供していくために、当然課税は重要であり、それをいかに確保するかといった場合には、捕捉が容易な「消費」をタクサブルイベントとして課税を行うほうが、課税の公平性を確保できるのではないかと。したがって、今後は市場国における「消費」を正面から捉えた課税の方が課税の方法としては適切ではないかと思われるわけがございます。

6 ページ目ですが、そういった観点から、市場国における「消費」を捉えた課税についていろいろ議論されるようになってきていることは、皆様御案内のとおりかと存じます。代表的なものにデジタルサービス税があります。BEPS2.0のピラー1についての国際合意で、この多国間条約が発効する日ないし2023年12月31日までは新規導入が禁止されていて、多国間条約発効後は既存のデジタルサービス税が廃止されることとなっております。アメリカの場合は上院で多国間条約を批准しなければいけないのでやや不透明な点もあるかと思えます。

次に、デジタルサービス税の性質は、かなり所得税に類似しておりますが、異なる方法として付加価値税を課税するという方法がございます。インバウンドの役務提供取引、特に電子的役務提供取引に対して付加価値税を課税する方法で、我が国でも平成27年度税制改正で導入されております。ただ、これに対しては、B to C取引について付加価値税をどのように徴税していくかという執行の問題が指摘されておりますが、「消費」を捉えた課税の代表的なものとして付加価値税が挙げられるかと思えます。

他にも、既存の法人税等を仕向地主義で法人キャッシュフローをターゲットにして課税をするというDBCFTが提唱されていますし、我が国では佐藤主光先生が付加価値型取引税といったものを提唱されており、これらはいずれも所得よりもどちらかという

と市場国における「消費」にフォーカスした形で課税権を確保していこうという方向性の議論ではないかと思っております。

7 ページ目ですが、先ほど触れました「消費」に対する課税の代表的なものが付加価値税、我が国でいう消費税であります。我が国でもインバウンドでの電子役務提供取引について平成27年度税制改正で手当てがされております。簡単にどういう課税方式か申し上げると、役務提供者が国外事業者である場合、B to B取引についてはリバースチャージ、B to C取引については国外事業者が申告納税を行う方式で課税をしております。ただし、国外事業者はあくまで自ら申告をして納税をする方式のため、登録制度はございますが、これも国外事業者が自ら登録しないとイケないため、結局のところ、登録しなければ徴税の実効性が確保できないという問題点がございます。

8 ページ目ですが、こういった点を踏まえますと、平成27年の消費税課税の改正から7年程度経っており、インバウンドの電子的役務提供取引についての消費税課税制度はそろそろ見直しが必要ではないかと思っております。すなわち、B to C取引について、国外事業者による申告納税に任せておくだけで執行の実効性が担保できるのかということです。EU、タイ、台湾など諸外国においては、電子的な役務提供取引がなされている場合、国外事業者が申告、登録などをしていない場合には、補完的にマーケットプレイスやプラットフォーマー、ポータルに納税義務を転嫁するという仕組みが導入されています。

別の方法として、支払仲介者に源泉徴収義務を課す制度を採っている国もあるようです。アルゼンチン、チリといった南米に多い仕組みですが、国外の役務提供事業者のリストを告示した上で、リストに載っている人についてはカード会社などの支払仲介者が源泉徴収を行うという方式でございます。

その他の問題点として、例えば、消費税法上、基準期間2年間の課税売上高が1,000万円を超えない限り免税事業者となることができるところ、初めて日本に進出する海外事業者であれば、進出後どれだけ急速に日本国内で売上高が拡大したとしても、2年間は免税事業者として商品を販売することが可能であるといった問題があり、これにより海外事業者と国内事業者との間で無視できない不公平が生じているので、この点は手当てが必要と考えられます。また、そもそも論として、益税の問題は従来から指摘されており、消費税率が10パーセントに引き上げ以降は黙過できない問題ではないかと思っております。

9 ページ目ですが、アフターコロナでさらに世の中でデジタル化が進行しているのは皆様御案内のとおりかと思えます。リモートワークの浸透により、世界中どこにいても働くことができるようになってきているわけでございます。従来は、海外に居住地を移すのは資産家に限られていましたが、今後は、会社勤めのサラリーマンの中で所得が高い人は、会社に出社しなくていいわけですから、場合によっては、軽課税国に移る動きすら考えられないわけではないと思えます。

また、ペーパーレス化が急速に進んでおり、世界中どの国でもオフィスにおける紙の使用量はかなり減少してきています。これは統計的にも出ているところであり、印紙税の税収は減少していきますので、これに対してどう対応するかという問題も出てきます。

また、5Gないしは6Gの普及に伴うIoTの急速な拡大が今後予想されます。これによって何が生じるかということですが、従来、データとして価値を生むものとしては、個人情報であるところのパーソナルデータが想定されていたわけですが、今後は機器の作動履歴や自動車の走行履歴といった物のデータ、IoTによって収集された膨大なデータが価値を生むようになってきます。これらは非常に莫大なデータですので、パーソナルデータが生み出す価値に関する課税問題が、さらに増幅した形で顕在化されることになるかと思えます。

最後に、メタバースビジネスが急速に拡大しつつございます。最も身近な例でいいますと、「あつまれ どうぶつの森」というゲームもメタバースの一種であると言われております。フェイスブックが社名をメタ・プラットフォームズという名前に変えたことは、ある意味で今後メタバースビジネスが急速に拡大することを示唆した動きと考えられるかと思えます。メタの場合には、VRのメタ仕様のヘッドセットを使って没入できるメタバースを構築した上で、これをプラットフォームとしていろいろと課金をしていくというビジネスモデルを構築しているところでございます。

こういう仮想空間、メタバースがさらに広がると、こういった仮想空間の中でいろいろな取引が行われるわけですが、その場合にそもそもどの国がどのようなネクサスを根拠に課税権を持つのか、メタバース内の取引で創造された価値の源泉地はどこか、が問題となります。またメタバース内で「土地」の取引なども行われており、例えば、あるメタバース業者は、仮想空間上に原宿と非常に似たようなメタジュークというものを構築して、その「土地」が売り買いできるようになっているようですが、そのような「土地」の売買の課税をどうするかも問題となります。さらには、メタバース内でのみ流通する仮想通貨を課税上どのように取り扱うかといった問題が、今後ますます大きな問題になるかと思われます。さらに、メタバースといった仮想空間を介した脱税行為の横行も深刻な問題となり得るのではないかと思われます。

10ページ目は、最後の問題として、AI/ロボット税についてです。これはオベルソン教授ほかによって2017年に提唱されているものですが、今後AI/ロボットが急速に発展して、次第に人間による労働を置き換えていくと、失業者数が大幅に増加して、歳入が大幅に減少することすらあり得る。この多数の失業者が急激に発生した場合に、財政支出は大幅に増加するわけですが、この財源としてAI/ロボットへの課税が必要ではないかという問題提起です。このような世界が現実化するかどうかはまだ分かりませんが、AIやロボットが人の代わりに価値を生み出していくということになった場合に、AIやロボットの所有者や利用者に課税するといったことを今後考えなければいけない

可能性がございます。

その場合の課税の方式としては、いろいろなものが提唱されておりますが、そもそもAI/ロボットが生み出す価値については、その所有者・利用者に課税をするというのが従来考えられてきた課税のアプローチでありましたが、AI/ロボットがさらに自律的に進化するようになると、究極的にはどの人間の所有にも属さない、人間に帰属しないAIやロボットといったものが出てきて、それが生み出す人間には帰属しない所得について課税をするのかしないのか、どのように取り扱うのかということも、中長期的な課題として出てくるのではないかと思います。

以上、デジタル化による経済社会の変容で今後課税上どのような問題が生じ得るかということについてプレゼンをさせていただきました。御清聴ありがとうございました。

○中里会長

太田先生、ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、委員の皆様から御意見などがあればお願いしたいと思います。

御意見等がございます方は、会場で御出席の方も含め、画面上の挙手ボタンを押してください。

発言順につきましては、私から指名させていただきます。指名された方は、会場に御出席の方は卓上マイクをオンにいただき、オンラインで御出席の方はミュートボタンを解除して御発言ください。

挙手いただいた順に基本的には指名させていただきますが、おのおの委員の出席可能な時間の関係で前後する場合がございますので、その点、あらかじめ御了承ください。

それでは、挙手ボタンのプッシュをお願いいたします。

田近特別委員、お願いします。

○田近特別委員

今日のお話は、国境を越えたネットビジネスが非常に盛んになってきて、それにどう課税するのか。いわゆるOECDの、あるいは包括的フレームワークの中のピラー1に対応する問題だと思いますが、太田先生がおっしゃったように、もちろんそういうネットビジネスが拡大して、いわゆるPEがないところでどう課税するのか。PEがないのだから新しい課税根拠として消費なのだと。消費を新たなネクススというか、PEみたくに見立てようとする、市場国に課税権を付与しなければいけなくなります。いろいろな議論があって、具体的に言えばアメリカなど大きなネットビジネスを持っている国は、それは嫌だと。今度は、ネットビジネスを買う方からすれば、個別の間接税、デジタルサービスタックスはどうかと。これもアメリカは嫌だということで、問題はよく分かったと。PEのないところで課税できない、市場で何らかの形でかけなくては

いけないがそれができない。

では、どうするかということで、私が思っているのは、この議論は市場国にどう課税権を与えるのかということ、あるいはDSTをやるやらない、それは議論を続ければいいと思うのですが、現実的にはB to Bのネットビジネスに対して、日本で付加価値税をどうきちんとかけるのか。また、日本国内でサービスを購入する人たちが源泉税を払う。あるいは、日本の付加価値税の穴というのか、例の2年がどうのこうのというものを塞ぐということで、ピラー1の議論は議論でしっかりすればいいが、実現・執行可能な合意が実現しないのならば、我々はもう少し頭を切り換えて具体的な戦略を練るべきではないかと思えます。太田先生にコメントをいただければ幸いです。

○太田西村あさひ法律事務所弁護士

まさに田近特別委員のおっしゃるとおりかと思っており、このBEPS2.0のピラー1についての国際合意によって、新規導入が禁止されているデジタルサービスタックスの範囲と関係すると思えますが、私は、このピラー1についての国際合意では、基本的にはいわゆる付加価値税そのものは対象にしていけないという理解でおります。OECD事務局の発言などを見ていると、南米において行われているような源泉徴収型の電子的役務提供取引に対する付加価値税は、この禁止をされているデジタルサービスタックスではないという説明もされているようです。

そういったことで、デジタルサービスタックスの代わりにピラー1ができるわけですが、ピラー1の対象は非常に限定された、まさに巨大プラットフォーマーを中心とした利益率の非常に高いところを課税するというだけです。その他のところに対する課税は抜けることになるわけです。そこを補完するものとして、インバウンドでの電子的役務提供取引についての課税は、今後ますます重要性を増していくかと思えます。電子的役務提供取引に対する消費税課税も制定後一定期間が経っておりますので、もし制度の穴があるのであればできるだけ塞いで、課税をさらに適切に行うことが処方箋の一つなのではないかと思っている次第でして、まさに田近特別委員が御指摘するとおりであると私も思っています。

○中里会長

熊谷特別委員、お願いします。

○熊谷特別委員

本日は本当に素晴らしいお話をお聞かせ頂きまして、誠にありがとうございました。御指摘の内容について全く異論はございませんが、議論を深める意味で二点質問させていただきたいと思えます。

一点目は、ピラー1に言及されましたが、本日のお話はどちらかといえばWeb2.0のやや中央集権的な仕組みを前提としたというか、プラットフォーマーに対してどう対応するのか、という点に少しウエイトが置かれているような印象を受けました。先日、税調でもヒアリングを行いました。これからはむしろWeb3の世界だと思えます。DAO

と言われるような自律分散型の組織がこれから相当出てきますので、ここに対してどういう対応を取っていくのか、という点がポイントとなります。課税というのは「いちごっこ」で、どんどん新しいビジネスモデルが出てくるわけですから、その中である種の原理原則のような普遍的なものを掲げる必要があると思います。また、全体としてはどちらかといえば政府は取りっぱぐれないということにウエイトがあるような気がするのですが、他方で、ビジネスを育てること、イノベーションを起こすこととのバランスも取っていかなくてはいけないので、御質問としては、Web3やDAOの新しい世界の中で、どういう税制の方向性もしくは原理原則をお考えかというのが一点目でございます。

二点目は、税制は公平や正義という様な観点もありますが、国際間の戦いであって、日本としてはGAFAsのようなプラットフォーマーを持っていなかったり、他国と比べて製造業が強かったりするという状況などを踏まえた上で、国益を最大化する対応が必要となります。これからWeb3の世界になる中では、恐らくコンテンツのウエイトが非常に大きくなって、プラットフォーマーが弱体化していくので、その辺りを踏まえて、日本の国益として他国に対してどういう税制を主張すべきか、という点をご教示ください。また、わが国のそうした主張に対して他国の国際的な議論はどういう受け止め方をするのか、それが受け入れられるのか、どうかといった点なども併せて教えてください。

○太田西村あさひ法律事務所弁護士

どちらも非常に難しい問題ですが、一点目の自律分散型組織についての課税をどう考えるのか。メタバースなどは典型的でございますが、いろいろとそういったものができてきて、これが先ほどのメタのように、プラットフォーマー的にあるVRを装着しないとそのメタバースの中に没入できない場合は、プラットフォームを支えている人に課税をしていけば良いのですが、本当の自律分散型の組織になった場合には、そもそも誰に課税権があるのか、どういったネクサスを捉えて課税するかすら分からなくなります。恐らくここについては国際的な議論の蓄積もまだ十分でないと思っており、私も正直に言いまして、自律分散型組織が広がっていった場合にどうやって課税をしていくのが適切かは非常に分からないというのが率直なところでございます。究極的には支払いの決済のところを捉えて、支払仲介者のところに当然お金はある種流れていくことになるので、そこを捉えて課税することは考えられるかと思うのですが、メタバースのような仮想空間内で、現実のインターメディアリー、支払仲介者を通じないで仮想通貨が流通していくと、それすらどうしようもないこととなりますので、それこそこれも国際的な議論の中で課税の枠組みをつくっていかねばならず、この問題は恐らくBEPS2.0の次の課題、3.0なのかもしれませんが、そういう問題なのかと思っております。

二点目の我が国の国益の観点からどのように課税を考えていくかということですが、

残念ながら、今、政府でDXを強力に押し進めておりますが、日本の場合、非常にものづくりに長けた国であるがゆえに、デジタルの部分、ビジネスモデルを構築してデジタルの世界で課金をしていくといったところがある意味で弱い形にはなっているのかと思います。我が国でそういうビジネスを今後育てていくというのも非常に重要ではありますが、私はEUの戦略は日本にとって参考とすべき点が多いと思ってます。EUはデジタルプラットフォーマーが基本的にはアメリカに押さえられているということで、逆に、デジタルプラットフォーマーに課税していくということで戦略的に動いておりますが、日本はある意味で非常に真面目といいますか、戦略的にこういう産業分野が弱いので、国際的に課税を主張していくときに、こういった戦略で課税を主張していけばある種のレベルプレイングフィールドが確保できるという形の議論がやや弱いのではないかと考えております。自律分散型組織は今後広がっていくと思いますが、まだまだ当面はプラットフォーマーの役割は大きいのだと思います。次々と新しいプラットフォーマーが出てきて、自律分散型組織をいろいろ作っていく場合でも、最終的な姿は、もしかすると、結局はまたそれらを統括するプラットフォーマーが覇権を握るということもあるかと思っておりますので、当面の間は日本もプラットフォーマーにいかにか課税をしていくかというところから議論をスタートしないといけないのではないかと考えています。

○中里会長

吉村委員、お願いします。

○吉村委員

太田先生の将来を見通すような御報告に大変刺激を受けました。私からは質問が二点ございます。

一点目が、今後メタバースも含めてデジタル化が進んでいく中で、所得の把握が難しくなるということで、9ページ目に脱税行為の横行も深刻な問題になり得るという御指摘があります。どれくらいの時間軸を考えていくかで変わってくるかと思いますが、この際に想定される脱税、申告等の情報把握が行われない形態というものは、どういったものが予想されるのか、見通しを教えてくださいたいと思います。それは結局、高所得者がお金をスイッチしてしまう、真っ当な政府の目の届く金融商品から目の届かないところに移してしまうという意味での非常に大きな規模での脱税ということなのか、それとも今でも仮想通貨などで同じような問題があるかもしれませんが、小口のもので多数の納税者の脱税が起きてしまうといった問題なのか教えていただければと思います。

二点目は働き方についてです。リモートワークの浸透、ペーパーレス化により、資産家だけでなく、会社勤めのサラリーマン、特に高収入の方であれば、日本だけでなく他の国も含めて働く場所の選択肢が広がってくるのではないかと御指摘だったと思います。イギリスでもハイブリッドワークという言葉が取り上げられていて、1年の

うちある時期はイギリス国内で働いて、ある時期はほかの国に移ってそこからリモートで働くという形も登場しているという話を聞きました。そうすると、個人の場合、居住地をどうするかということも問題として出てきます。また、累進課税について、今まで公平ということを考えて上で、それは日本国内に住んでいる人を考えて富の再分配を行うのだということで再分配は捉えられてきたのかと思います。働き方がこのように変化してくると、どこまで日本として再分配の対象として考えていけば良いのかお考えを教えていただければと思います。

○太田西村あさひ法律事務所弁護士

一点目は、メタバースの中で脱税が横行した場合にどういったことが考えられるかということですが、ある種のマネーロンダリングみたいなことができるのではないかと思います。リアルな世界の中で、銀行間取引などでお金を動かしていると、当局によってお金の流れが把握されることがあり得るため、これをメタバース内の仮想通貨に転換すること。メタバース内の土地、先ほどメタジュクを御紹介しましたが、現実メタバース上の土地の区画、例えばある一画について250万ドルで売り買いがされているといった記事もありまして、メタバース内での仮想通貨にリアルな通貨を全部移して、メタバース内の仮想通貨を使っていろいろな経済活動をすることによって、お金の流れを国税当局から目の届かないところに移すことが可能になるのではないかと思います。現在でも銀行等を経由しないキャッシュを使った取引については、なかなか当局の監視が及びにくいわけですが、キャッシュを使う場合でも、ある意味で物理的に現金そのものはあるので、それこそ税務調査で金庫の中にお金があれば徴税ができることになるかと思いますが、それが全部メタバースの中に移転してしまった場合には、なかなか個人の実質的な所得把握、お金の流れが見えにくくなるのではないかと思います。これは想像の世界なので、現実はどうなるか分からないですが、そのように思っています。

二点目は、リモートワークの話ですが、アメリカの場合は課税というよりも物価高を原因とすると報じられていますが、最近の新聞報道でも、リモートワークが広がることによってカリフォルニア州からアメリカのサラリーマンの人がメキシコに移住してメキシコで働くという記事がありました。物価も安く、いろいろな意味で暮らしやすいということで、カリフォルニアからメキシコに人が流出するという問題が既に報道されておりますが、日本も今まではサラリーマンや私どものような弁護士は日本に物理的にいないと仕事ができなかったのですが、累進課税で高い税率だったとしても日本から離れられなかったのですが、リモートワークが広がると選択肢が非常に広がるので、どんどん外国に移り住む動きも今後あり得るかと思います。そうすると、結局のところ、この課税をどこで捉まえるかといった場合に、どこで働いているか、どこで価値を生み出しているかというところで課税するのはなかなか難しくなるのではないかと思います。逆に言うと、どこでお金を使っているかというところで捕捉をして

課税するしかなくなってくるのではないかと思います。

○中里会長

土居委員、お願いします。

○土居委員

8ページ目について一点コメントと、10ページ目について一点御質問させていただきたいと思います。

8ページ目については、まさに非常に重要な御指摘だと思います。税務当局におかれては、時期を遅らすことなく、この点について何らかの見直しを早急に考えていただきたいと思います。特に、国内事業者と国外事業者のレベルプレイングフィールドないしはイコールフットィングを確保するためにも、非常に重要な御指摘だと思います。

10ページ目に対する質問ですが、AI/ロボットに対する課税は、これまでも学説としてあった法人実在説か法人擬制説かという議論とどこまで同じようなものなのか、ないしはそもそも法人実在説や法人擬制説といった話を超越した論点がAIやロボットの課税に関してあるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

確かに、仮想空間における課税所得の捕捉可能性を考えると、その部分は決定的に違うとは思いますが。これはどちらかということと税の実務の話で、捕捉できるかできないか、できればあまり今の実物資産といいましようか、もっと端的に言えば製鉄会社の高炉とか、こういうものは当然人間そのものが生み出した所得ではなく、高炉で鉄をつくったことによって生み出された所得が誰に帰属するかということ、今の税制は当然ながら何らかの形で人間に帰属することを想定して課税しているとか、ないしは法人実在説的に考えればそれは法人が所有しているから法人に課税するとか、そういうことで実在説的に課税するのか擬制説的に課税するのかというところで、何らかの割り切り、二者択一ではないにしてもどちらかという観点から課税をしようということになっているかだと思います。製鉄会社の高炉が生み出した所得と言っている話と、AIやロボットが生み出した所得と言っているのが、同じようにも思えるが、捕捉可能性を度外視すれば、それ以外のところでも決定的に違うものがあるのかどうか、どのように租税法学的に捉えておられるかをお伺いしたいと思います。

○太田西村あさひ法律事務所弁護士

AI/ロボット税については、私は質的に違うものがあると思っており、法人の場合でも、出資者・株主という形で究極的には所有者が観念できるかと思いますが、AI/ロボットが普及していく草創期においては、このロボットは私のロボット、あなたのロボットと、所有者は観念できると思いますが、ロボットだけが集まってみんなで新しいロボットをつくるといった場合に、ロボットがつくったロボットの所有者は一体誰かが分からないといえますか、究極的には人間に帰属しないロボットが出てくることも考えられます。究極的には民法の話にも帰着すると思いますが、そういうものに法人

格を与えるのかどうか。これはまさに、土居先生に御指摘いただいた法人実在説か擬制説かみたいな話と同じで、法人に人格を民法上与えるのかといった問題と同じような意味で、AIやロボットに法人格を認めるのかが論理的には先に問題になってくると思います。法人の場合には、誰かそれを設立した人、所有している人が観念できるのに対して、AIやロボットについては、考え方次第ですが、誰にも帰属していないAIやロボットがあり得る点が質的には違うのではないかと思います。そういった場合に、誰にも帰属しないロボットにも法人格を認めて、それを課税の対象とするかどうかは、また違う議論かと思っております。

○中里会長

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員

今のロボット税のお話はなるほどと思いました。人間に帰属しないAIが出てきたら確かに所有者が分からないので、何らかの形でAIに直接課税しなくてはいけないというのは分かりましたが、他方で、AIに対して対価を払う人たちがいた場合、その対価に対して課税をすることは、その対価を払った人たちからは所得から控除することになるのか。例えば、会社がAIからのサービスに対して従業員に賃金を払うのと同じ感覚で何らかの対価を払うとします。賃金に対して源泉徴収をかけたとき、同時に、法人課税では損金算入されます。そうだとすると、税収的にはあまり変わらないのかと思う一方、例えば固定資産税みたいなイメージでいけばそれは全く関係なく、ある種AIを一つの財産として、人間でいけば均等割、人頭税みたいなイメージになってしましますが、そういう形なのか。サプライチェーンの中でどのような立ち位置かでかなり意味が違いました。何か御意見があればいただきたいと思っております。

それから、メタバースについて、私もアメリカで聞いてきたのですが、よく分からないような話で、例えば、仮想通貨で取引がされた場合、法定通貨に換金された段階では課税できると思いますが、仮想通貨での取引に対する納税を認めていいのかという問題です。それから、資産価値が上がることを前提とした脱税についての話をしていますが、逆に、例えばメタバースでつくった土地が完全に無価値になったときにどうするのか。控除や損金算入を認めてあげるというのも一つの考え方ですが、国がある意味で、メタバースの世界の市場のアップダウンにリスクシェアするようなイメージになってしまうので、メタバースの資産価値が落ちた局面においては、逆に税収ロスになるような気がいたします。価値が上がるときに課税するのは良いが、逆に下がったときに損金算入を認めないとその対称性を確保できないと思うのですが、この辺り、税収の安定性という観点からどうなのかというのが二点目の質問です。

○太田西村あさひ法律事務所弁護士

どちらも非常に難しい御質問で、一点目は、人間に帰属しないAI/ロボットを考えたときに、人間に帰属しないロボット/AIが稼得する所得なるものがあるとして、例えば

そういう人間に帰属していないロボットからコンサルティングを受けて、そのコンサルティング料を企業が払うとした場合、企業が支払ったときに源泉徴収をするというのはあるのかもしれませんが、それはさて置くとして企業側は、コンサルティング料を払えば損金になるわけなので、それを受ける側であるAI/ロボットに益金なりなんなり所得を認識して課税をしないと純粋に税収減になってしまいます。そういう意味ではこの課税の問題は避けて通れないのではないかと思います。

二点目は、メタバースという仮想空間の中でいろいろな活動が行われるときに、現実世界のリンクするところを捉えて課税をする、ないし、現実世界とリンクしないところでメタバース内でも課税を考えるということであれば、佐藤委員御指摘のとおり、論理的には、そこで課税をするのだったらそこで生じた損失も控除を認めるような形にしないとバランスが取れないのではないかと。例えば、メタバースを構築したが、サイバー攻撃でメタバース空間が丸々消滅したような場合には、そこで消滅した価値について控除を認めないと、メタバース上で上がった利益に課税することの一貫性が無いだろうと思います。

○中里会長

辻委員、お願いします。

○辻委員

メタバース上のビジネスに関して、固定資産税とまちづくりの関係からお伺いします。メタバース上に店舗と土地を構えて商売をやっているところがあるとして、現実には土地とビルを持って売っている人よりも税金がかかっていないのではないかと思います。この結果、課税の面からは、メタバース上にどんどん展開した方が課税負担は楽になるというバイアスがかかり、今でも寂しい商店街がさらに寂しくなったり、郊外型店舗もますます厳しくなる状況も想定されます。固定資産税ということであると、あくまでも現実世界の土地、ビル、償却資産にしか課税できないのか、もう少しメタバース上の資産評価を工夫して、課税することが可能なのか。まちづくりと資産課税の公平さという観点から、どのように課税していくのが適切とお考えでしょうか。

○太田西村あさひ法律事務所弁護士

これも非常に難しい問題で、すぐに答えを出せるような問題ではないのですが、結局、現実世界とのリンクのところで課税をするのか、要するに、メタバース上の仮想通貨を法定通貨に換金したときに課税をするのか。そうではなくて、メタバース上で流通している段階で課税をするのかという問題だと思いますが、メタバース上のものについて一切課税をしないとすると、メタバース上にビジネス活動に移した段階で、ある種無限に課税繰延べができることになってしまうので、何かしら対応しなければいけないのだろうと思います。そのときに、例えばメタバース上の「メタジュク」で仮想店舗を出して、ナイキのようなシューズを売っている場合に、仮想店舗の固定資産を課税するだけで済むかということそうではなくて、仮想店舗に価値が出るのは、メタバ

ース上のスペースがいろいろな人が集まりやすいというか、ある種のメタバース上の人流の結節点になっているから価値があるということだと思うので、そうすると、固定資産だけでは全体を捕捉できていないように思いますし、根本的に考え方を変えていかないとうまく課税ができないように思っております。

○中里会長

寺井委員、お願いします。

○寺井委員

8 ページ目の事業者免税点制度を利用して、海外事業者が得をしていて、国内企業との間で不公平が生じているというお話について、事業者免税点制度を利用できるという点では国内事業者も変わらないという問題はおかねてから言われています。特に、海外事業者について国内事業者に比べてより有利になっているというのは、海外事業者のどのような特質によるのかをお伺いしたいのと、もしそのように性質が違うことから生じる問題であるならば、ただ単に基準期間を短くしたり、要件を厳しくしたりというだけではなく、海外事業者のそういう特徴を見て税制を変えたほうがいいのか、その二点についてお伺いしたいと思います。

○太田西村あさひ法律事務所弁護士

海外事業者の場合、まず、日本の事業者と海外事業者で異なるところとして、日本の事業者については消費税法12条の3があって、グループ全体の課税売上げが5億円を超えた場合には、新規に新しい子会社をつくった場合でも免税事業者になることはなく、日本国内での課税売上高がグループ全体が合算されて免税事業者かどうか判定される制度がありますが、日本国内での課税売上高を免税事業者のスレッシュホールドに設定をしているために、海外事業者については、非常に有力な事業者であっても、日本に初めて進出する前までは課税売上高がないので、最初の2年間は免税事業者になるというところは、日本の事業者と違うところだと思っております。

○寺井委員

そうしますと、この不公平を改善するためには、海外事業者についても、日本の事業者と同じようにグループの力といいますか、合算した所得も考慮して免税になるかどうかを決めるというような改正もあり得るという解釈で良いのでしょうか。

○太田西村あさひ法律事務所弁護士

いろいろな改正の考え方があり得るのだらうと思っております。要するに、課税売上高の多寡で、究極的には免税事業者の範囲を非常に狭めていくべきだらうと思っております。別の方策として、課税売上高に着目すると、日本に初めて進出してきた事業者が例えばマイクロソフトみたいなところで、初年度に課税売上高がいきなり100億円とか計上できたとしても、最初の2年間は基準期間になっているので免税事業者ということになるわけですが、この「課税売上高を捉まえて免税事業者にする」というところを見直していくことが考えられるかと思っております。この点を別の形、例えば日本国内で

の課税売上高ではなく、グローバルな会計上の売上げ・利益を免税事業者にするかどうか判定する指標にするという形で変えればよいのではないかと思いますので、ここは免税事業者となるための基準をどういう指標を用いて判定するかという問題に帰着するかと思います。

○中里会長

梅澤特別委員、お願いします。

○梅澤特別委員

先ほどから議論になっているWeb3の話とAI/ロボット税に関しての話で、質問と意見を述べさせていただきます。

一点目は、これは情報共有になりますが、トークン経済が非常に熱く議論されており、実際にたくさんのトークンが、去年、今年と、ゲーム内で例えばゲームにひもづいたような形のトークンが出てきました。多くのものはしばらく時間がたつと流通が細って死んでしまっています。要は、そのゲームがすごく人気があるときに一気にユーザーが増えて、流通が増えて、価値も上がるのですが、そのゲーム自体があまり皆さんに遊ばれなくなるとほかのゲームにユーザーが移ってしまうと、そのトークンが死んでしまうみたいなことは頻繁に起こっています。暗号通貨を見ても、ビットコインやイーサリアムなど、世界中で多くのユーザーが使っているものは例外ですが、そうではなくて、新しい暗号通貨が出てきては消えていくことが繰り返されているので、益に課税をするときに損についてはどうするのかという問題はすごくリアルな問題だと思います。

二点目は、イノベーション促進の視点ということで、先ほど熊谷特別委員がおっしゃった話は私も賛成です。日本はWeb2の競争で完敗し、次に日本のイノベーションの勝機がどこにあるかという、IoTであり、それから、Web3。Web3に関していうと、特にコンテンツ大国、インテレクチュアルプロパティ、いわゆるコンテンツ的なIPをたくさん持っている日本だからこそ、Web3の世界が実現すれば日本に新しい産業をつくる可能性が見えてくるという意味で、ここは大事なチャンスだと思っています。

ただ、先ほどのトークンの話にもつながりますが、当分は草創期の話で、まだ産業として極めて大きくなる前の段階がしばらく続くと思います。去年から今年にかけての例えばNFTブームも、恐らく1回これはバブルが崩壊しつつあって、次かその次ぐらいの波が来たときに本当に大きな産業になるかもしれないと思います。そのため、大きく育てる前の段階で取りっぱぐれの心配ばかりしても仕方がないかと考えます。実際、トークンを発行しているようなWeb3企業や、あるいはそれに関連するようなビジネスをしようと思っているブロックチェーンの企業など、御存じのとおりシンガポールに逃げてしまっているケースが本当に多くて、私自身、スタートアップが集積するような拠点を運営するビジネスもやっているのですが、日本国内のWeb3のスタートアップを集めようと思っても、まだほとんどいないというのが実態です。したがって、Web3、

NFTの議論が盛り上がり、税制をどうするという話にすぐに飛びついて、結果的にはみんなシンガポールに逃げてしまったみたいな話にならないように、ここは冷静に考えた方が良くはないのかと思うので、太田先生にぜひ御意見をいただければと思います。

三点目は、AI/ロボット税の話で、これも確認なのですが、先ほど議論になっていた人間に帰属しないAIというのは、要は、Artificial General Intelligence、AGIの話をしているという理解でよろしいでしょうか。そうだとすると、このAGIの話は大分先の話で、今すぐに我々が心配する必要はないのではないかというのが私の見立てです。一方で、それ以外の従来型の企業で使われているようなAIの話は、先ほど土居委員がおっしゃっていたように、従来の法人課税と同様の枠組みで考えれば良いのではないかと私も思っているのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○太田西村あさひ法律事務所弁護士

まず、二点目の御質問は、まさに御理解のとおりで、そもそも中長期的課題と資料にも書いていますが、AGIが出てきたような場合に実際に問題になり得るところで、人間に帰属しないAIやロボットが観念できない状況においては、所有者がいるわけなので、そのAIやロボットを使って利益を稼得した人に課税をしていくという処理の仕方で基本的には対応できるはずですが、その意味では御理解のとおりかと思えます。

一点目のWeb3.0とビジネス振興の観点ですが、現状、日本がトークンの発行地としてあまり選ばれていないのは、主として金融規制上の話だと思っており、スイスやシンガポールは緩いので、そこでこのトークンを発行する、ICOなどが多い状況だと理解しております。そもそも論として、メタバースのような課税の場合、一国で対応することが原理的に不可能なのだろうと思えます。なぜならば、メタバースというのは世界中から仮想空間に入ってきていろいろそこで活動することができるので、そういう意味では我が国一国で何か対処するというのではなく、それこそBEPS3.0といいますか、国際的な協調の中でこれほどのように課税を考えるべきかを議論する必要があるかと思えます。しかしながら、メタバースのようなビジネスは今後爆発的に拡大していくと思われるので、国際的な課税の議論はもうスタートしていくべき時期なのではないかと思っています。

○梅澤特別委員

ありがとうございます。

今、お答えいただいたうちの一点目で、トークン発行企業がシンガポールやスイスにというお話ですが、おっしゃったとおり金融政策上緩いという話だけではなく、コインやトークンを発行したときの含み益に対して日本では課税されると起業家たちが思っていて、実際に課税されるという動きがあったのだと理解していますが、実際にキャッシュフローがないのに含み益に課税された瞬間に会社としては存立し得ないという問題に直面したので、シンガポールに移転した起業家がいるのは事実です。この

認識は間違っていないでしょうか。

○太田西村あさひ法律事務所弁護士

そういう議論があるのは承知しています。課税当局がNFTの課税について実際はどのようなスタンスを取るのか確定的なものはないのではないかと考えています。私は金融規制の方が大きいと思っていましたが、NFTの課税の議論でそういったものがあるのは承知をしていますし、含み益を洗い替えて時価評価課税のようになったらビジネスは潰れるみたいな話がよく聞こえてくるというのは承知しております。

○中里会長

ありがとうございました。

本日も多くの皆様から様々な御意見をいただき、活発な意見交換ができたと思います。

太田先生、本日は貴重なお時間を頂戴し、本当にありがとうございました。

なお、太田先生におかれましては、この後も会議終了まで御参加いただけるとのことでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、後半の議題であります「海外調査報告」に入りたいと思います。

前回の総会の最後にも申し上げましたが、先般6月に2つのグループに分かれて海外調査を行いました。

米国班は佐藤委員と私で、欧州班は吉村委員と諸富特別委員でそれぞれ調査を行いました。

働き方の多様化、デジタル化などの経済社会の構造変化やコロナ禍の状況を踏まえ、外国において税財政や税務行政にどのような動向が見られるかといった点などを中心に調査を行ってまいりましたので、順に御報告をいただきたいと思います。

両班からの御報告の後に、意見交換の時間を設けたいと思います。

それでは、米国班の佐藤委員から御報告をお願いいたします。

○佐藤委員

早速ですが、総14-2の2ページ目は今回の海外調査の背景ということで、大きく二点あります。一点目は、今のバイデン政権が打ち出している税制改正の改革案の背景と、実際にどんな形で税制改革が進んでいるのかということ。二点目は、アメリカもデジタル化・グローバル化の波にさらされており、そういう新しい経済社会環境の中において、どのように税制あるいは税務が対応しようとしてきているのかということ。以上、二点について調査を行いました。

4ページ目ですが、まずはアメリカにおける昨今の財政・税制に関する動向について、大きく二点特徴があると思います。一点目は、アメリカも巨額の財政出動を行っている一方で、財源確保あるいは財政赤字の削減に向けての税制改正案が提案されているということ。二点目は、具体的にどんな税制改正なのかと言うと、これも日本にも近いのだと思いますが、所得格差を踏まえて、高所得者あるいは大企業に応分の負担を

求めるという応能原則を徹底したいという考え方があることが伺えます。

5 ページ目ですが、具体的に何をやっているのかというと、ビルド・バック・ベター法案というものがありまして、利益が10億ドルを超える大企業に対する15パーセントの最低課税と、高所得者に対する追加課税が念頭にありました。それから、バイデン政権の大統領予算教書の中において、もう少し踏み込んでいまして、例えば資産が1億ドルを超える富裕層に対する未実現のキャピタルゲインを含む20パーセントの最低課税や、所得税の最高税率の引上げ、あるいは法人税率の21パーセントから28パーセントへの引上げといったものがうたわれています。冒頭で申し上げたとおり、高所得者、大企業に対する課税を徹底・強化したいという狙いがありました。

では、実際に何ができたかというのが、2022年インフレ抑制法ということになります。この中で実際に実現したのは、利益が10億ドルを超える大企業に対する15パーセントの最低課税と内国歳入庁の税務執行の強化です。最低課税15パーセントと言われても、アメリカの法人税率は21パーセントなので、これは一体何の話かということ、課税ベースが異なります。アメリカは税務会計と企業会計が全然違う国で、税務会計から出てくる税務上の利益ではなく、企業会計上の利益をベースにそれに対して15パーセントということです。かつてアメリカは、代替ミニマム税のような仕組みもあったのですが、それではなく、こういう新たな会計ベースでの課税を決めたというのが、このインフレ抑制法の特徴かと思えます。

6 ページ目はバイデン政権の税制改正に関する考え方ですが、所得格差が深刻で、所得の偏りがあります。それから、法人税に関しては、15パーセントの最低課税が実現しましたが、アメリカにおいても法人税の課税ベースの大部分が超過利潤になっているという認識があります。今回のOECDのピラー1などでも超過利潤に対する、ある種ノンルーチンプロフィットに対する課税という議論がありますが、この超過利潤が増えているのではないかということで、この部分をターゲットに課税をしたいということになっています。ただ、実現したものは直接超過利潤に対する課税ではなく、10億円超の大企業に対する企業会計上の利益に対する15パーセントの課税ということです。

7 ページ目ですが、最近の経済社会の環境変化の中においてどんな取組が行われてきているのか、あるいはどんな問題意識が持たれているのかということで、三点取り上げます。

一点目は、ギグ・エコノミーが拡大していることです。ギグ・エコノミーについても申告の対象にはなっていますが、所得情報が十分把握できていないという問題意識があります。

二点目は、OECDの中において、まさにピラー1、ピラー2といった国際課税上の議論がありますが、これを踏まえてどういう形で、例えばアメリカはGILTIがあり、GILTIでどう対応させていくのかといった議論と、先ほど御指摘があったとおり、コロナ禍でテレワークが広がっており、アメリカの企業のためにカナダで働くようなことがあります。

得ます。ですから、テレワークを踏まえた課税権の在り方が大きな関心事になっています。

三点目はPFICです。海外投資ファンドの未分配利益に対する課税の繰延べ問題が取り上げられており、これは後ほど11ページ目で説明しますが、PFIC (Passive Foreign Investment Company) というものがあり、それに対する課税の在り方についての議論がなされています。

8 ページ目ですが、ギグ・エコノミーに関して、ギグ・エコノミーの方々は源泉徴収の対象にはならないのですが、彼らの所得を適切に捕捉したいという問題意識があります。アメリカではForm 1099-NECという法定調書があり、従業員ではないが年間600ドル以上の支払いを行った者に対して法定調書の提供を求めています。第三者決済機関が何らかし600ドル以上の支払いをした場合に、法定調書を出すことになっています。以前は「年間200回超かつ2万ドル超」という閾値があったのですが、これでは実態が把握できないということで、取引回数の要件を撤廃して取引額の閾値を600ドルまで下げる改革が行われました。いかにギグワーカーの人たちの収入の実態を把握するかがポイントになっているということだと思います。

9 ページ目は個人事業者の税務手続についてです。アメリカは基本的に全員が確定申告をしていること、市販の会計ソフトなど確定申告に係るビジネスがかなり成立していることもあり、また、納税に関して日本でも税に関する教育についていろいろ言われていますが、アメリカは全員確定申告をするということもあり、親から子への伝承というわけではありませんが、ある程度申告に関する知識は別に学校で習わなくても家庭の中で醸成されているという話を会計事務所の方々から聞きました。

電子申告率が結構高く、個人は90パーセントと高い状況になっており、アメリカでも電子申告が奨励されています。

10ページ目ですが、国際課税をめぐる動向ということで、特に彼らの関心としては、ピラー1はどうかという感じだったのですが、ピラー2について、彼らは今GILTIを持っています。既存のGILTIとピラー2をどういう形で整合的にしていくか、あるいはしていけないかという話が議論になっています。彼らが強調していたのは、ピラー2に先駆けて海外に利益が移る無形資産からの利益に対する課税を強化してきたということを中心に自慢げに言っていたので、自分たちが先駆者だという認識があるようです。ただ、そうはいつでもGILTIとピラー2は課税対象や運用の仕方が違いますので、これをどのように整合化させていくかという議論があると思います。

テレワークはアメリカでも普及しているのですが、アメリカの場合、連邦レベルでは意外とこの基準がクリアで、物理的に所在しているところで所得税を払うことになっています。先ほどのカナダに住んでいてアメリカの企業のために働いている社長さんの例では、物理的にカナダにいるため、課税権はカナダに帰属します。もちろんアメリカに1年のうち半分来ているとすれば、その半分の期間を対象にアメリカの個人所

得税がかかるというイメージだと思ってください。

ただ、課税権の配分については、州レベルではかなりややこしい話があります。例えば日本の個人住民税は、1月1日に所在する自治体に払うものとなっているのですが、アメリカの州の個人所得税は、居住地課税のほかに源泉地課税というものがあり、例えばニューヨークで働いていてボストンに住んでいる方は、ニューヨークでも課税されます。二重課税がないように調整されているのですが、テレワークが普及する以前から、州の間での課税権の配分についてはいろいろと議論があるということです。今までニューヨークで働いていてボストンに住んでいた人は、テレワークをすればずっとボストンにしかいないことになりませんが、経済活動の実態はニューヨークにあるわけですから、どうするかといった議論があり、法人税に関しても同じような議論があります。まだ結論に至っているわけではないのですが、問題意識としてはあると思いました。

最後に11ページ目は海外投資に関する話で、先ほど申し上げたPFICについてです。Passive Foreign Investment Companyというものがあり、これは国内ではなく海外の投資ファンドに何か投資をした場合に、未分配の利益をどうするかということです。今の制度では、例えば国内のファンドであれば、配当課税や法人税の対象になるのですが、海外なので利益が分配されたときだけ課税されるので、ある意味で課税の繰延べが可能になります。そうすると、先ほどの消費税の話ではありませんが、国内事業者と、国内ファンドと海外ファンドとの間のイコールフットィングを担保できないのではないかという話があります。

ですから、パッシブインカムが収入や資産に占める割合が一定以上の場合に、このPFICが適用されることになります。具体的な選択肢は3つあるのですが、①ファンドから実際に分配が行われた時点での課税というやり方があります。ただしこれは、繰延べをしているので繰延べをした分だけ利子がつきます。他に、②ファンド側で利益が実現した時点で、分配がなくてもあったものとみなして課税をするというやり方があります。それから、ファンドが上場している場合はファンドの株価が分かるので、③ファンドの株価の時価評価に応じて課税をするやり方があります。これら3つのやり方があるって、どちらかという②を選択するようにインセンティブが設けられているので、まさにファンド側で利益が発生した時点で分配がなくても課税する方向にシフトしようとしているという話です。

今日の議論との関係で、二点私が個人的に面白かったと思ったのは、暗号資産について、暗号資産はアメリカでは物だそうなんです。財産という形になりますので、通常のキャピタルゲイン課税と同じようなものとして扱われます。あと、源泉徴収の話で、先ほどギグワーカーの話がありましたが、源泉徴収についても面白い話があって、確定申告で我々はよくアメリカは還付があるからみんな確定申告をするなどと話をしていたのですが、源泉徴収は選べるみたいです。多く源泉徴収してもらえるように選べるよ

うな仕組みがあるというところもなかなか面白かったと思います。

○中里会長

ありがとうございました。

続いて、欧州班の吉村委員と諸富特別委員から御報告をお願いします。

○諸富特別委員

欧州班は吉村委員と私で分担して報告をさせていただきたいと思います。

まず、今回の海外調査の背景については、米国同様、欧州の諸外国が足元の経済財政状況の変化を踏まえて、今後の税制・財政のあるべき姿をどう捉えているかという点について聴取を行っております。この点、英独仏それぞれについて私から報告をさせていただきます。

また、そうした足元の変化に加えまして、世界各国で公的部門、民間部門共にデジタル化が進展する中で、シェアリング・エコノミーやギグ・エコノミーの進展といった経済社会の変化も見られます。その中で欧州各国が税制のあるべき姿をどう考えているかという点についても聴取を行いました。この点は吉村委員から報告をさせていただきます。

総14-4の4ページ目に入ります。昨今の財政・税制をめぐる動向ということで、まず概略ですが、各国ともコロナ禍で歳出増が続く中、財政規律の在り方を検討している状況であります。その一環として、英国では法人税率の引上げが決定されているほか、配当所得課税の強化を実施しております。

5ページ目は英国についてです。まず、英国における昨今の財政・税制をめぐる動向の概要について、2021年財政法により、2023年4月からの法人税の標準税率を19パーセントから25パーセントに引き上げることが定められています。また、昨年9月の医療・介護制度改革計画により、2022年4月から給与収入等への1.25パーセントの医療・介護負担金の導入に併せて、配当所得課税についても一律1.25パーセントの税率引上げが実施されております。そのほか、昨年10月に、当時のスナク財務大臣が、次の危機に対応する財政余力を持つためとして新たな財政健全化目標を公表しております。

この点、英国当局からは、財政規律については債務残高を減らすための税制面での取組により債務を減らし、均衡の取れた予算を維持する旨のお話がありました。

また、今後の税制の在り方について、所得税については、英国では所得税一般よりもキャピタルゲインへの課税強化への国民の選好が高いという事情がございます。給与所得等に比べ低税率が適用される金融所得課税の在り方については負担の公平性の観点及び投資意欲とのバランスの観点から議論があります。特に高所得者に対して適切に課税がされているかという議論への国民の関心が高く、また、今回配当課税の強化が選ばれたのは、給与収入については医療・介護負担金が導入されるため、給与ではなく配当による従業員への還元が増加するといった現象を防止するという意味もあったという説明がありました。法人税については、財政立て直しのため25パーセントに引

き上げるということでしたが、もともと低税率であったこともあって、他の税目に比べれば引上げ余力があると判断したという説明がありました。

今週月曜日に英国保守党選挙の最終結果が発表されまして、昨日、エリザベス女王から組閣指示を受けたことで、リズ・トラス氏が新首相になることが決定されました。トラス新首相は選挙中、対立候補であるリシ・スナク氏の掲げた国民保険料及び法人税率引上げを撤回することを公約していましたので、今後の新首相の方針次第では、財政・税制に関する政策は大きく変更される可能性がある点、御留意いただきたいと思います。

6 ページ目はフランスについてです。フランスについても、歳出の増加率を抑制するなど財政規律の在り方について検討がなされております。税制については、特段現時点で何らかの方針が発表されているわけではないですが、税制の考え方一般について聴取したところ、所得課税については、まず、一般社会税（CSG）というものがあり、社会保障費のための税収確保の目的を持っているのですが、賃金だけに偏らない形で広い課税ベースが設定されております。また、金融所得課税、法人税については、EU水準を意識した制度設計を行っているとの話でございました。付加価値税については、本年4月にEU指令において軽減税率の対象範囲の拡大・下限税率の引下げが行われましたが、フランス当局としては財政上のコストや効果も鑑み、付加価値税率の引下げ等は検討していないということでした。

7 ページ目はドイツについてです。ドイツについても、2023年から財政収支を均衡させる原則を再び遵守する等の計画が発表されております。税制については、特段現時点で何らかの方針が発表されているわけではないですが、税制の考え方一般について聴取したところ、格差の是正については当局側が国民からの期待値が高い、社会格差の縮小に対して国家として役割を負っているとの認識が聞かれました。所得税については、給与所得課税と金融所得課税の違いがゆえに、高所得者ほど負担率が下がるという問題があることは認識しているが、現時点で税率変更等は予定していないということでした。法人税については、外国からの投資とのバランスの観点を意識していることが、現時点では見直しを予定していないという御説明がございました。付加価値税については、EU指令を踏まえても、フランス同様、付加価値税率の引下げは予定していないという話がありました。

○吉村委員

それでは、8 ページ目からの（2）経済社会の変化を踏まえた税制の在り方については、私から御報告いたします。

デジタル化に対応して公的部門・民間部門それぞれにおいて変化が生じているということで、それぞれの税務上の課題について聴取を行っております。公的部門としては、税務手続や税務情報について、デジタル化による仕組みの効率化が進められています。民間部門としては、シェアリング・エコノミーやギグ・エコノミーの拡大、ある

いは国境を越えたE-コマースの拡大が起きておりますので、これに対応する税務上の課題ということでヒアリングを行っております。

9 ページ目ですが、まずは公的部門における変化のうち英国について御紹介します。イギリスにおいては、給与所得や年金所得についての源泉徴収・年末調整を行う仕組みであるPAYEというものが従来存在しておりました。これについては電子化を進めていくということで、毎月の給与等の支払いごとに支払税額の調整を行う「Real Time Information」というシステムに2012年から移行し、現在移行が完了しております。また、これとは別に事業所得については、税務行政をデジタル化するプロジェクトの一環としまして、2024年4月以降、個人事業主や法人について、一定所得を超える場合に、四半期に一度、歳入関税庁に電子的な財務会計情報等を報告することが予定されています。

先ほど紹介した「Real Time Information」移行の要因として、「Universal Credit」という一般的な社会保障給付の効率化が挙げられます。「Real Time Information」によって取得した情報は、必要な範囲で担当している雇用年金省と共有されています。また、統計部局に対しても、匿名化した上で情報共有して分析に生かされているということでありました。

また、英国でもコロナ禍に対応して、事業者向け、被用者向けの給付金が支給されております。これらの支給に当たっては、歳出規模との関係で、真に必要な人に給付が届くような要件設定が行われましたが、その時点で当局が把握している情報だけでは要件の確認をすることができなかつたため、既存の税務情報を用いたプッシュ型の給付は英国では行われませんでした。

10ページ目はフランスの状況です。フランスについては、所得に関する税務情報として、給与についてはDSN、年金についてはPASRAUという2つのシステムが存在しています。これらはいくまで雇用主側の支援のため、行政手続を簡素化する目的で創設されたシステムです。

DSNについては、従来、雇用主側で45の社会保障機関等に対して、重複も含めて800項目もの情報を提出しなければならなかったところ、DSNを導入することでこうした重複した手続を排除し、情報を一本化することが可能になったということでもあります。繰り返しになりますが、あくまで企業にとっての手続簡素化が目的で、DSNを拡充することでさらなる情報把握に生かすといった性質のプロジェクトではございません。なお、フランスは2019年から源泉徴収制度を開始しておりますが、その際もDSNの情報が利用されているということでありました。

また、これとは別に、2006年からは国税当局が雇用主から集めた情報を基に、あらかじめ申告書に情報を記入する「記入済申告書」の取組が開始されています。ただ、あくまで課税庁が持っている情報についての事前記入ですので、事業所得等は事前記入の記入済みの対象からは除かれています。

また、フランスでは電子申告が一般的に義務化されており、義務化が免除されるのは極めて限定的な場合であると聞いております。

また、連帯保健省がDSN、PASRAUの窓口・管理部局になり、その把握した所得情報については、統計部局にも匿名化した上で共有しているということでもあります。こちらについても、先ほどのイギリスと同様、コロナ禍に対応した企業・事業者向けの給付金について、所得情報や税務情報を利用したプッシュ型給付は実施されていないということでもあります。

11ページ目はドイツの状況です。ドイツにおいても源泉徴収制度や電子申告のシステムが存在します。また、企業に経済識別番号を付与し、企業に関する情報を当該番号にひもづける取組が進められていますが、完成期限は設定していないということでありました。

イギリスやフランスと違って、税務情報を包括的に、典型的には給与ですが、情報を取得するシステムがドイツにはありません。この点については課題としては認識しつつも、ドイツではプライバシー、特に個人情報への配慮が尊重されており、また、税務情報についても保秘が強く要請されているという観点が強調されておりました。所得把握やその目的外利用には難しさがあるという認識を聞きました。

12ページ目からは、シェアリング・エコノミー、ギグ・エコノミーの進展を踏まえた税制ということで、所得把握等の観点からまとめております。ギグ・エコノミーの発展により、第三者による報告の対象とならない独立ベースでの個人によるサービス提供が拡大しており、結果として、所得把握が困難となっています。

これに対して、ヨーロッパの動きとしては、プラットフォーム事業者を利用した徴税の適正化が進められております。まずOECDの取組として、プラットフォーム売主が実現した取引及び所得に係る情報について、プラットフォーム事業者経由で統一的な基準によって収集するためのモデル報告ルールについて議論されてきました。これについては、2020年にモデルルール、2021年に拡張モジュールが公表されています。OECDにおいてこうした議論が行われた背景には、各国ばらばらに報告基準を設定すると、プラットフォーム事業者にとって煩雑でありますし、標準化された情報を集めた後に情報交換を行うことによって、国際的な徴税の適正化を進めるといった観点があります。

フランスにおいては、こうした国際的な動きに先立って、2019年よりプラットフォーム事業者に対してユーザー情報を税務当局に報告することを義務づけております。この対象となるプラットフォーム事業者の定義は、OECDのモデルルールの定義よりも広く設定されています。ただ、こうした独自の動きについても、2024年からOECDの取組を受けたEU指令に基づいて情報交換が開始する予定ですので、各国、OECDの取組に足並みをそろえていく方針であることがうかがえました。

13ページ目は国境を超えた電子商取引の拡大を踏まえた対応ということで、特に付

加価値税の課税、徴収についての対応についてです。コロナの影響もあり、グローバルなオンライン消費が非常に拡大しています。これについては、適正な納税の確保に向けた制度面・執行面の両面で課題があります。

この点、EUにおいては、EU規則において次のような改革が行われております。一点目が、2015年からEU域内における消費者向けの取引について、電子的手段による役務提供の課税地を仕向地主義に変更しています。そうしますと、仕向地における徴収の問題が当然引き起こされるのですが、適正な課税を図る観点から、デジタルプラットフォーム運営事業者を最終消費者への役務提供者とみなして独立の納税義務を課す制度を導入しています。

これに関しては、フランス当局から、デジタルプラットフォーム運営事業者に納税義務を課すことによって、当局としても取引内容等を把握しやすくなったという話を聞きました。

また、ドイツでは、「デジタルプラットフォーム」の定義が、いわゆるマーケットプレイスだけではなく、サービスや物品を含め、デジタルインターフェースを通じた取引という形で広く定義されています。課税当局として、事業者が納税義務が課されるデジタルプラットフォームに該当するかどうかの判断に迷うことがないよう情報提供等を行っており、様々な理解のための努力をしているということでありました。また、国内サプライヤーが免税事業者になる場合もあり得ますが、サプライヤーがデジタルプラットフォームに免税事業者か否かを登録することになっており、登録せず取引する場合は、デジタルプラットフォームから排除される仕組みとなっているとのことでした。

○中里会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの御報告に関しまして、委員の皆様から御意見や御感想などがございましたらお願いしたいと思います。挙手ボタンのプッシュをお願いいたします。

神津特別委員、お願いいたします。

○神津特別委員

一点質問したいことがございます。アメリカのギグ・エコノミーに対する課税について、大変興味深いお話をされました。年間600ドル以上の支払いを行った者に対して法定調書を提出させるというお話で、お聞きしたいのは、源泉徴収というものがあるのかないのかということと、これまでの税調でも、日本でもギグ・エコノミーの課税はプラットフォームからの支払調書等の提出が必要だという議論がされたことがありますが、まだ進んでいないようなので、源泉徴収があるのかないのか、あれば何パーセントなのか、お分かりでしたら、佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員

今の御質問は報告資料の8ページ目に関わる話だと思いますが、結論から申し上げ

ると、法定調書の提出であって源泉徴収ではありませんので、確定申告は行っていただく必要があります。アメリカ当局としても、これで所得情報を増やすことはできませんが、確定申告できちんと納税してもらわなくてはいけないので、コンプライアンスがどれくらい高まるかということについては、まだ問題意識は持っているという感じでした。

○中里会長

寺井委員、お願いします。

○寺井委員

ヨーロッパの調査報告の中で、例えばコロナ禍などで給付金を急いで配付しなくてはいけないときに、税務情報を使うのにはためらいがあるというお話がありました。参考までに、実際にどのような情報を使われたのかということについてすごく関心があるので、お調べになった範囲で分かることがありましたらよろしくお願いします。

○吉村委員

英国については、例えば雇用を守るということで給付金が設定されておりますが、その際に従業員に一時帰休させているか、事業を継続しているかといったことが要件として課されています。そうしますと、それまでの支払額の情報が幾らあっても、支給要件を充足しているかは当局には分からないので、事業者から改めて情報提供してもらう必要があります。

○中里会長

刀裨館委員、お願いします。

○刀裨館委員

アメリカについて、OECDのピラー1、ピラー2の国際課税についての取扱いに関して、アメリカの中での議論として、例えば今度の中間選挙で議会の構成が変わると、その合意が実施されない可能性は結構あるのでしょうか。とりわけピラー1については、当初の合意は限られた数のビッグビジネスだけが対象だったと思いますが、第2段階としてそれをさらに広げるとというのが合意の中にあり、そういったところまで広がっていくという展望がアメリカの中ではあるのか、それとも反対論が多くて先行きは相当不透明という感じなのでしょうか。

○佐藤委員

政治的な動向で今後どうなるかというところは判断がつきにくいところですが、10ページ目で先ほどGILTIとピラー2との関係についてのお話をしましたが、インフレ抑制法の中では見直すという改正は盛り込まれていません。議論はありますが、何かを決めているわけではないというところだと思います。ですから、御指摘のとおり、選挙結果次第ではどう転ぶか分からないというのは否めないと思います。そこはアメリカ当局も、政治的な状況が今はかなり上院でも民主党と共和党が拮抗していますので、なかなか政治的に身動きが取れないという話はしていました。ただ、中間選挙の結果

でドラスチックに変わるかどうかと言われると、そこはまだ分からないかと思います。

○中里会長

熊谷特別委員、お願いします。

○熊谷特別委員

二点質問させていただきます。

一点目は、本日の御報告をまとめる意味で、アメリカと欧州全体を俯瞰したときに、最終的に日本に対するインプリケーション、特に日本にとってプライオリティーの高い課題をどのように受け止められたのかという点です。あわせて、今は日本国内にいても海外についてのいろいろな情報を収集できると思うのですが、実際に現地に行かないと分からなかった新しい気づきなどがあれば、是非とも教えていただきたいと思っています。

二点目は、今日の本題と若干外れてしまうかもしれないのですが、今、岸田政権が新しい資本主義を推進しており、私なりに解釈すると、税に関係するところでは、一つは人への投資、無形資産投資を徹底的に進めていくことと、もう一つは官民の役割分担、新しい連携を考えていくということで、この部分は経済安全保障などが中核になると思います。加えて、共助ということで、例えば保険や寄附のようなものを強化していくという点などがあると思うのですが、岸田政権の新しい資本主義に関連するような部分で、何か欧米で参考になるお話などがあったかどうか、ご教示ください。

○中里会長

それでは、まず佐藤委員からお願いします。

○佐藤委員

資料総14-3の7ページ目に源泉徴収の話があります。最終日に聞いた話で、源泉徴収について、アメリカは夫婦合算の課税、税は個人単位も選べますが、夫婦合算も選べるので、もともと夫婦の方、共働きの方の場合、最後の確定申告のところがいろいろ変わってくるのです。日本では一律なのでこんなことはあり得ないと思います。ある程度自分で選べるというところは、なるほどと思いましたし、こういうことは現地に行かなくては分からないと思います。

もう一点問題意識を持ったのは、アメリカの制度が良いと私は申し上げませんが、日本は先ほど申し上げたとおり、例えば個人住民税の課税は1月1日に所在する自治体なので、我々は1月1日に住んでいる場所で課税するというのが当たり前だと思っていますが、アメリカは必ずしもそうになっていなくて、働いている場所と住んでいる場所で、ある意味で税を折半するような形になっています。制度的には難しいのかもしれませんが、今はテレワークも普及していて、よく考えると、居住地も例えば1年の半分は東京で残りの半分は軽井沢という方もいるかもしれませんし、北海道で働きながら東京の会社のために働いている人もいるかもしれません。このように所在地が多様化してくると、今の日本のやり方は果たしてこのままでいけるかどうかという議論

は本当はあって良いのかもしれないということはアメリカに行って、実際に聞いて分かった話です。

全体として俯瞰すると、ギグワーカーに関しては、いきなり源泉徴収というよりは法定調書を提出させて所得情報をきちんと捕捉しようといったところは、ある種試みとしてあるのかと思います。これは日本にとっても参考になるのではないかと思いますし、今回の報告では申し上げませんでした。8ページ目で欧州班の給付に関わるのですが、支援プログラム、もちろんコロナ禍でもいろいろな支援プログラムがあって、これはニューヨーク州から聞いたのですが、社会保障番号があって、法定調書等々のデータをきちんと突合できる仕組みになっています。税務データや納税データを確認するような仕組みがあります。完璧ではないですが、給付をするに当たって所得情報や納税情報といったものをきちんと確認できる仕組みがあること、情報連携については学ぶべきところはあるかと思いました。

新しい資本主義との関係については、全体として応能原則を徹底しようという議論はあります。ただ、道半ばというか、政治的な理由ですが、個人所得課税の強化はなかなか前に進んでいないのかと思いました。ただ、実現はしなかったのですが、バイデン大統領の予算教書の中に出てくる例えば超富裕層に対する課税があったわけです。資産1億ドル超の富裕層に対する課税というところで、ポイントは未実現のキャピタルゲインに対する課税も含むことです。これは実はPFICの話にも少しつながります。払い戻しがされていない、支払いがなされていないが、海外で実現した所得に対してどう課税をするかという話にも関わるのですが、ある程度時価評価した形での課税というか、そういったところはもし適正に資産所得や、資産に対して適正な課税を行うということであれば、従来型のいわゆる実現主義ベースではなかなかいけないのではないかと思います。バイデン大統領の予算教書にあるような形の未実現のキャピタルゲインに対する課税というやり方、あるいはPFICの場合ですと、海外投資ファンドで利益が実現した段階で配当金がなくても課税をすとか、そういう課税のタイミングの在り方は考えていかななくてはいけないのではないかと思います。

○中里会長

それでは、欧州班からお願いします。

○諸富特別委員

私から先にお話しさせていただきます。今回行ってきて、コロナ禍が完全に収束したわけではないですが、欧州諸国の中で共通的に見られるところとしては、ノーマルへの復帰という印象を非常に強く持ちました。コロナ禍においては平時とは完全に異なる形で財政支出を拡大して経済・国民を支えたわけですが、その方途としては財政支出の拡大のほかに付加価値税率の引下げのような対処も取られました。ところが、我々が調査をした印象としては、ほぼそれは2021年までで大体終了して、そして、2021年から2022年にかけてはノーマルに復帰をしていく、つまり、付加価値税率について

も一旦下げたけれども、また元に戻していく。財政支出についても、今日説明しましたように、きちんとした財政均衡化計画を策定して、すぐにはなくてもまず単年度の財政収支を合わせていきながら、国によってどれぐらいの期間をかけるかは違いますが、順次膨れ上がった債務を減らしていく計画をきっちりつくる。そこが非常に印象的でした。

それから、財源についてはきっちり議論されていました。イギリスはもちろん法人税率の引下げや配当課税の強化については一旦決めて、これが今度トラス政権でどのように変わっていくかという点は留保が必要ですが、とにかく財源について議論をきちんとしています。また、今日の御報告の中では触れなかったものとしては、イギリスにおいてはウインドフォールプロフィット、エネルギー関係でエネルギー価格高騰に国民が苦しむ一方で、相当収益を得ているエネルギー企業がございます。ドイツにおいても、エネルギー価格の高騰に苦しむ国民に対して給付をする、財源としてはエネルギー課税の強化です。同様にエネルギー企業への課税強化と言ったほうがいいかもしれませんが、そういうことが議論されておりますように、付加価値税の低減の終了と同時に財源をきちんと議論していることが非常に印象的でした。

財政に関しては以上ですが、吉村委員がお話しになった点に触れますと、きちんと所得情報を取って迅速に給付につなげていく所得情報の獲得と、それを給付につなげていく仕組みの整備は、過去10年来着実に行われており、イギリスのリアルインカムシステムにしても、フランスのDSNないしはPASRAUと呼ばれる仕組み、これはもう企業が所得情報や給与情報を入力すると、ほぼ自動的にそれが政府でデータベース化されて利用可能な情報になっています。さらにそれをベースに給付にもつなげることができる仕組みで、膨大な紙での手続がどれだけ大変だったかというのはフランスについて吉村委員が発表なさった範囲で書かれております。これらが整理・縮小されて全部電子化されていったということで、企業側の手間、従業員や国民側の手間、政府職員の手間が大幅に削減されて、もっと価値の高い仕事に集中できるようになってきたという点は非常に重要なポイントです。日本は、本来デジタル庁でそういったことを進めていくべきポイントに来ていると思います。吉村委員が御説明されたように、リアルタイムに迅速に給付をする点について必ずしも今回この所得情報は使えなかったのですが、ノーマルな給付、通常の給付業務に対しては使われておりますので、日本において、今後の岸田政権の方向性においても参考になるポイントかと思いました。

○吉村委員

私が向こうで聞き取りをして特に印象的であった点は、英国、フランスにおける所得把握システムについてです。これについては、既に日本で伝えられている情報として、イギリスやフランスでは月ごとに所得を把握するシステムがあり、それがなぜ日本にないのか。そして、そういったものを目指すべきではないかという観点で議論が行われていたかと思います。現地に行って、イギリス、フランスでシステムを構築した

担当者が説明をしてくださいますと、そのプロセスでどういった課題があったのか、どういった姿勢で進めたのかといったところについても御説明いただきました。資料総14-5の中で、フランスについては8・9ページ目になります。DSN創設に当たって心がけた点が三点あったといった、担当された方の声を紹介しておりますが、こういった制度をつくっている途中の苦労はなかなか現地に行けないと聞けないと思います。

また、私が報告した後半部分の所得把握の取組については、ルールそのものはもちろん紙で、インターネットで取れるということになりますが、既に制度を動かしている国に行って執行面でどういった苦労があったか、プラットフォーム事業者との間で協議を含めてどういった声があったのかを聞いたのは、非常に有益であったと思います。

二点目の質問で、人への投資との関係については、回った国はどの国もコロナからのリカバリーという意識が強く、R&D税制をどう仕組んでいくか。また、ちょうど物価高の影響が出ておりましたので、家計への支援をこれからどうしていくかというところは、政策当局者の声としてありました。これは国によってそれぞれ産業構造が違いますので、どこに重点を置くかといったところは違いましたが、問題意識はヨーロッパ共通であったと思います。

○中里会長

私もアメリカに行って感じたことは、インフレが非常に激しく進行していること、それから、経済活動が再開されていること、そして、その中で取り残された方々がいらっしやること、この3点でございます。深刻なショックを受けましたので、また議論してまいりたいと思います。

今回の御報告を通じて、海外当局が経済社会の構造変化をどのように受け止めているのかという現状や、それが現下の税制等をめぐる動向にどのように影響しているのかなど、その実態をダイレクトに把握することができたと考えております。海外調査は3年ぶりだったのですか、大変有意義であったと思います。

お忙しい中、海外出張に赴いていただいた先生方におかれましては、大変ありがとうございました。この成果を生かしながら、引き続き丁寧な議論を行っていきたいと思います。

本日の議事はこれで終了となります。

次回の総会に関しましては、後ほどプレスの方々にも周知させていただきますが、明後日の9月9日金曜日の午後2時30分から「有識者ヒアリング」を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日の会議の内容は、この後私から記者会見で御紹介したいと思います。

本日はお忙しい中を御出席いただき、本当にありがとうございました。

[閉会]